

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政 法人の名称	支出元独立行政法人の 法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人腐食防食学会	1010005003260	学会等負担金	147,500		令和5年11月2日 他7件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人高分子学会	2010005018860	学会等負担金	291,700		令和5年10月6日 他11件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本磁気学会	3010005016896	学会等負担金	111,500		令和5年10月6日 他5件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人応用物理学会	3010005017052	学会等負担金	2,182,440		令和5年10月6日 他20件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本ガスタービン学会	3011105004774	学会等負担金	340,400		令和5年10月6日 他4件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益財団法人高輝度光科学研究センタ	3140005020349	施設利用料	1,666,600		令和5年11月17日 他3件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人低温工学・超電導学会	4010005016747	学会等負担金	112,000		令和5年12月8日 他3件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本材料学会	4130005012412	学会等負担金	120,000		令和5年10月27日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人電気化学会	5010005018107	学会等負担金	873,500		令和5年10月13日 他16件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人電気化学会	5010005018107	図書費	105,000		令和5年11月10日 他2件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本金属学会	6370005000044	学会等負担金	626,500		令和5年10月6日 他13件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本金属学会	6370005000044	図書費	401,500		令和5年10月13日 他3件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本化学会	7010005016422	学会等負担金	462,000		令和5年10月20日 他12件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本化学会	7010005016422	図書費	150,000		令和5年11月2日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本表面真空学会	7010005017940	学会等負担金	120,000		令和5年10月20日 他6件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本セラミックス協会	8011105004638	学会等負担金	462,000		令和5年10月13日 他16件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研 究機構	2050005005211	公益社団法人日本顕微鏡学会	9011105005429	学会等負担金	283,000		令和5年10月27日 他10件		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。